

家電リサイクル品

家電リサイクル対象品

テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は、法律によりリサイクルすることが義務付けされています。

次の4品目は、村で収集、処理はできません。



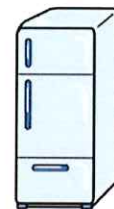
テレビ



エアコン



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫

- ・上記4品目は、分解しても村では引き受けません。
- ・買い替え時、販売店に回収を依頼してください。(有料)
- ・業務用の製品は家庭で使用していたものでも産業廃棄物となりますので、販売店やメーカーに相談してください。
- ・家電リサイクル対象機器は、「粗大ごみ」や「小型家電」としての収集・処分ができません。
- ・リサイクル料金と収集料金等については、販売店などに直接お問い合わせください。リサイクル料金(全国一律)は排出者負担となります。
 - ※ リサイクル料金とは別に、取りに来てもらう収集運搬料金は、お店により異なることから、各自でご確認をお願いいたします。